

苫小牧市議会基本条例（案）の概要

苫小牧市議会は、これまで取り組んできた議会改革の更なる推進を図り、より一層、市民に開かれた議会を目指すことにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定します。

【目的】

議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係その他の議会に関する基本的な事項を定め、より一層、市民に開かれた議会を目指すことにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とします。

【基本理念】

議会は、市民の負託を受けた議員で構成する市政における最高の意思決定機関として、議員の自由な討議のもと、公正かつ適正に審議を尽すとともに、市民に開かれた議会を目指すことを基本とします。

【議会の活動原則】

議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議決により市の意思決定を行う
- (2) 市長の行政執行について行政監視機能を發揮する
- (3) 政策の立案や提言に努める
- (4) 市民参加の機会拡充に努める
- (5) わかりやすい議会運営に努める

【議員の活動原則】

議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 市民の意見と要望を的確に把握する
- (2) 市民に対する説明責任を果たす
- (3) 政治倫理を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行する
- (4) 自らの資質の向上に努める

【議会運営】

- ・市政に関する課題について的確に対処するため、議案等の審査や所管事項に関する事務の調査を効率的かつ専門的に行います。また、特に議長が判断した案件については、全議員が参加する全員協議会を開催し、協議することができます。
- ・議員は、議会活動を円滑に実施するため、理念・政策等を共有する議員をもって会派を結成することができます。

【市民と議会との関係】

- ・議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信並びに市民の意見の把握に努め、広報広聴の充実を図ります。
- ・会議等及び当該会議等に係る資料を原則公開とし、会派に交付される政務活動費の使途及び成果を公開します。
- ・請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、提出者に意見を述べる機会を設けます。

【市長等と議会との関係】

- ・議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができます。
- ・市長等は、政策の作成又は変更に当たり、その政策に関連する議会の決議等の政策提言及び意見表明の趣旨を尊重するものとします。
- ・本会議又は委員会に出席した市長等は、当該議員に対しその趣旨を確認するための発言をすることができます。

【専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備】

- ・議案の審議及び審査又は市の事務に関する調査のため、学識経験者等を活用します。
- ・議会事務局の機能の強化を図り、組織体制の整備に努めます。

【条例の位置付け等】

- ・議会に関する例規等の制定又は改廃に当たり、条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。
- ・議員に条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行います
- ・4年を超えない期間ごとに条例の規定について検討し、必要な見直しを行います。

【施行期日】

平成31年4月1日から施行します。